

29. 15
午後 時 分



訴 状

平成 29 年 2 月 15 日

京都地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 越 大 輔



同 中 川 泰 臣



〒601-8002

京都市南区東九条上殿田町26番地

原 告

京都府農業協同組合中央会

上記代表者会長

中 川 泰 宏

〒100-6832

東京都千代田区大手町1丁目3番1号

原 告

全国農業協同組合連合会

上記代表者代表理事

成 清 一 臣

〒621-0806

京都府亀岡市余部町天神又2番地本館

原 告

京都農業協同組合

上記代表者代表理事

岡 田 實 朗

〒604-0845

京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541 泰宏ビル2階

弁護士法人小西綜合 (送達場所)

電 話 075-255-3333

FAX 075-223-3333

原告ら訴訟代理人弁護士 (個人受任)

井 越 大 輔

同

中 川 泰 臣

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前6丁目12番17号

被 告 株式会社ダイヤモンド社
上記代表者代表取締役 鹿 谷 史 明

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前6丁目12番17号（就業先）

被 告 浅 島 亮 子

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前6丁目12番17号（就業先）

被 告 千 本 木 啓 文

謝罪広告等請求事件

訴訟物の価額 金3300万円
貼用印紙額 金11万9000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告株式会社ダイヤモンド社は、被告株式会社ダイヤモンド社が提供するインターネットウェブサイト DIAMOND Online 内の記事 (<http://diamond.jp/articles/-/117642>) を削除せよ
- 2 被告らは、連帯して、被告株式会社ダイヤモンド社の発行する週刊ダイヤモンドに別紙謝罪広告文案記載の謝罪広告を、見出し及び被告ダイヤモンド社の社名は3号活字をもって、その他は4号活字をもって1回掲載せよ
- 3 被告らは、連帯して、被告株式会社ダイヤモンド社が提供するインターネットウェブサイトのトップページ (<http://dw.diamond.ne.jp/>) に、別紙謝罪広告文案記載の謝罪広告を、見出し及び被告ダイヤモンド社の社名は3号活字をもって、その他は4号活字をもって1回掲載せよ
- 4 被告らは、原告京都府農業協同組合中央会に対し、各自金1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支

払え

- 5 被告らは、原告全国農業協同組合連合会に対し、各自金1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 6 被告らは、原告京都農業協同組合に対し、各自金1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 7 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第4項ないし第6項につき仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告京都府農業協同組合中央会（以下「原告京都中央会」という。）は、組合事業及び経営の指導を目的とする法人であり、原告全国農業協同組合連合会（以下「原告全国連合会」という。）は、会員または会員の組合員の農業の経営および技術の向上に関する指導等を目的とする法人であり、原告京都農業協同組合（以下「原告JA京都」という。）は、組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導等を目的とする法人である。
- (2) 被告株式会社ダイヤモンド社（以下「被告会社」という。）は、週刊誌「週刊ダイヤモンド」を発行する会社であり、被告浅島亮子及び被告千本木啓文（以下「被告浅島ら」という。）はその従業員で、週刊ダイヤモンドの取材及び執筆等を担当している。

2 本件記事

被告会社は、平成29年2月13日発売の週刊ダイヤモンド第105巻7号（通巻4667号）に、被告浅島らが執筆した「告発スクープ 産地偽装疑惑に投げ売りも JAグループの深い闇」との見出しのもとに、原告らにかかる下記内容の記事（以下「本件記事」という。）を掲載した（甲1）。

また、本件記事は、被告会社が提供する DIAMOND online 上のウェブサイト記事（<http://diamond.jp/articles/-/117642>）にも掲載されている（甲2）。

記

- (1) 本紙は、JAグループ京都の米卸「京山」が精米・販売したコシヒカリ4袋

(各5キロ)を「京都ひがしやまいちば楽天市場店」購入。産地判別において実績がある同位体研究所に検査を依頼した。

- (2) 2週間後、検査結果を見て目を疑った。「滋賀こしひかり」の10粒中6粒が中国産と判別されたのだ。
- (3) 今回のように、「10粒中6粒」という混入割合を、「意図せざる、混入とするのはかなり無理がある。
- (4) 今回の検査ではコメ10粒のうち6粒を中国産と判別したが、これが間違いで、実は6粒とも国産だったという確率は、7.2%の6乗であり、事実上0%である。
- (5) しかも、京山による産地偽装が疑われるコメは1種類ではなかった。日本一のブランド米「魚沼産こしひかり」の10粒中4粒、「京都丹後こしひかり」の10粒中3粒が中国産と判別された。
- (6) JAグループ京都と京山は一蓮托生の関係にあるとみていいようだ。

3 名誉棄損

本件記事は、記事全体の印象から、一般読者に対し、訴外株式会社京山（以下「訴外京山」という。）にあつては、インターネット上の店舗である「京都ひがしやまいちば楽天市場店」において販売する「滋賀こしひかり」「魚沼産こしひかり」「京都丹後こしひかり」に、意図的に中国産の米を混入させたとの印象を与えるものであり、また、原告京都中央会、原告全国連合会及び原告JA京都にあつては、訴外京山の株主としての立場でこれを主導したとの印象を与えるものであり、原告らの社会的評価を著しく低下させるから、原告らに対する名誉棄損に該当する。

4 被告らの責任

したがって、本件記事を執筆した被告浅島らは民法710条に基づき、また被告会社は被告浅島らの使用者として民法715条に基づき、賠償責任を負う。

5 損害

週刊ダイヤモンドは多くの読者を抱える週刊誌であり、また、被告会社のインターネット会員のみではなく有名検索サイトのニュース欄からも閲覧することが可能な状態となり（甲3）、原告らは、本件記事により、事実と反する所謂食品偽装に関与していることを疑われ、著しく名誉を害された。これを慰謝するには、

原告1人につき金1000万円を下らない。

また、原告らは、本件記事により損なわれた名誉を回復するため、やむを得ず代理人弁護士にその処理を依頼したのであり、損害額の1割である原告1人につき金100万円を損害とするのが相当である。

6 まとめ

よって、原告らは、被告会社に対し、民法723条に基づき、原告らの名誉を回復するために、請求の趣旨第1項記載のとおり被告会社が提供するDIAMOND Online内のインターネットウェブサイト記事の削除並びに被告らに対し、同2項及び同3項記載のとおり被告会社の発行する週刊ダイヤモンド及び被告会社が提供するインターネットウェブサイトのトップページに謝罪広告を1回掲載するとともに、民法710条及び715条に基づき、原告1人につき金1100万円及びこれに対する本件不法行為の日である平成29年2月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるものである。

以上

付属書類

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 訴状（副本） | 3通 |
| 2. 委任状 | 3通 |
| 3. 資格証明書 | 4通 |
| 4. 甲号証の写し | 各4通 |
| 5. 証拠説明書 | 4通 |

(別紙)

謝 罪 広 告

平成29年2月13日発売週刊ダイヤモンド（第105巻7号，通巻4667号）
に

「告発スクープ 産地偽装疑惑に売り投げも JAグループの深い闇」
なる見出しによる合計4頁にわたる記事中に、株式会社京山及びJAグループ京都に
より産地偽装が行われたかのような記事を載せましたが、株式会社京山及びJAグル
ープ京都による産地偽装の事実はありませんでしたので、これに関する記事を取消し、
株式会社京山及びJAグループ京都の名誉と信用を失墜したことに鑑み、深くお詫び
いたします。

株式会社ダイヤモンド社
浅島亮子
千本木啓文